別記様式第１号（第４条関係）

竜王町空き家・空き地情報バンク物件登録申込書

　　年　　月　　日

竜王町長

住　　所

氏　　名

電話番号

竜王町空き家・空き地情報バンク実施要綱に定める制度の趣旨等を理解し、同要綱第４条第１項の規定により、次のとおり竜王町空き家・空き地情報バンクへの物件の登録を申し込みます。

１　契約の交渉については、交渉に関わる全てについて、竜王町と協定を締結する団体および当該団体の会員へ媒介または代理を依頼します。

２　竜王町が協定を締結する団体および当該団体の会員に対して、今回、登録を希望する空き家・空き地に関する情報提供を行うことを承諾します。

３　竜王町が町税納税状況等について、照会を行うことに同意します。

４　登録希望内容は、別紙「竜王町空き家・空き地情報バンク物件登録カード（別記様式第２号）」に記載したとおりです。

注記

（１） 竜王町と協定を締結する団体は次のとおりです。

公益社団法人　滋賀県宅地建物取引業協会

（２） 竜王町では、空き家・空き地情報の提供を行いますが、登録所有者と利用登録者間で行う物件の売買もしくは賃貸等に関する交渉および契約に関しての媒介または代理行為は行いません。媒介または代理行為は、竜王町と協定を締結する団体の会員と媒介または代理契約を締結いただいたうえで、会員が行います。

（３） 媒介または代理契約締結後は、その契約書の写しを竜王町に提出してください。契約書の写しの提出をもって、竜王町空き家・空き地情報バンクに物件登録するものとします。

（４） 当事者間（登録所有者と利用登録者）での交渉、契約を希望される物件については、当該バンクへの登録はできません。

（５） 宅地建物取引業者の媒介または代理行為には、宅地建物取引業法の規定に基づく報酬が必要となります。

（６） 申込みされた個人情報は、竜王町個人情報保護条例（平成17年条例第９号）の規定の趣旨に基づき、本事業の目的以外には利用いたしません。